

令和3年 第2回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年2月1日（月）

午前10時00分から

場 所：八千代市福祉センター5階第5会議室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第2回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市福祉センター5階第5会議室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 江波戸勝	副主幹 笠川浩伸
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 登録の移替えの延期を定めることについて</p> <p>第2号 投票所の決定について</p> <p>第3号 期日前投票所の決定について</p> <p>第4号 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について</p> <p>第5号 開票の場所及び日時の決定について</p> <p>第6号 ポスター掲示場の設置場所の決定について</p> <p>第7号 選挙管理委員会委員長の執務場所について</p> <p>協議事項</p> <p>第1号 投票所入場券の交付開始日について</p>	
6 閉会時刻	午前10時30分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第2回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、木村委員を指名します。</p> <p>議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」千葉県知事の任期が令和3年4月4日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。 令和3年2月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令第17条の規定により、選挙人名簿に登録されている者が市内の他の投票区に住所を移したことを知ったときは、登録の移替えを行うこととされておりますが、同条ただし書きの規定により、任期満了による選挙の場合、その任期の終わる日の前60日からその選挙の期日の期間までの期間、登録の移替えを延期することができるかとされております。 つきましては、議案のとおり登録の移替えを延期したいとするものです。 なお、本件は、直ちに告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	次に、議案第2号「投票所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第2号「投票所の決定について」令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙における投票所を次のとおり定める。 令和3年2月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第39条の規定により、投票所は、市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けることとされております。 つきましては、別紙のとおり38か所を投票所として定めたいとするものです。 なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
廣川委員	今回の知事選挙から、第38投票区の投票所として、みどりが丘小学校体育館が新設されることとなる。投票日当日の委員による投票所視察コースの中に当該投票所を入れていただきたい。
局 長	承知しました。
江野澤委員	何か所の投票所を視察するのか。
局 長	約20か所の投票所の視察を予定しています。
周郷委員長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「投票所の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号「期日前投票所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第3号「期日前投票所の決定について」令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙における期日前投票所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年2月1日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けることとされています。</p> <p>つきましては、市役所のほか、3か所の商業施設に設置し、設置期間を市役所は、告示日の翌日（3月5日）から選挙期日の前日（3月20日）までの16日間とし、3か所の商業施設については、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、従来7日間の設置期間を3日間延長し、3月11日からの10日間とするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第3号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>3か所の商業施設については、従来どおりの会場で良いか。</p>
局 長	<p>そのとおりです。</p>
周郷委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第3号「期日前投票所の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>用する同法第40条第1項ただし書きの規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。</p> <p>令和3年2月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、期日前投票所の数が二以上である場合は、いずれか一以上の期日前投票所を午前8時30分から午後8時まで開き、その他の期日前投票所については、2時間以内の範囲内において開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げできることとなっております。</p> <p>つきましては、市役所を午前8時30分から午後8時までとし、市役所以外の3か所の商業施設は、開く時間を1時間30分繰り下げ、午前10時から午後8時までとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第4号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第5号「開票の場所及び日時の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「開票の場所及び日時の決定について」令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙における開票の場所及び日時を次のとおり定める。</p> <p>令和3年2月1日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第63条の規定により、開票所は市役所又は選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされております。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>つきましては、議案のとおり、開票の場所及び日時を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第5号「開票の場所及び日時の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第6号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第6号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年2月1日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、ポスター掲示場を設けなければならないとされており、設置数につきましては、同法施行令第111条の規定により、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて定められております。</p> <p>つきましては、総数277か所、その設置場所を別紙のとおり定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日前日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第6号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>これより、議案第6号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第7号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第7号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙における本職の執務場所を次のとおり定める。 令和3年2月1日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>不在者投票におきまして、委員長が不在者投票管理者となるべきものがございますので、執務場所を定めておくものです。 つきましては、選挙期間中の委員長の執務場所を市選挙管理委員会にいたしたいとするものです。 なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第7号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙における、投票所入場券の交付について、ご協議いたしたく、付議させていただきました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、特別の事情がない限り、選挙期日の公示又は告示の日以降できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされております。</p> <p>これまで、郵便局の配達事情により、概ね3日間を要して交付しているところですが、選挙期日の告示日の翌日から期日前投票が開始いたしますことを踏まえ、有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のため、特別な事情として選挙期日の告示日の3日前から入場券を交付いたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、協議事項第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。 この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
周郷委員長	事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。
局 長	《事務局から》 ・第21回千葉県知事選挙における啓発計画について
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第2回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。